⑷　バッチ式の遠心分離機であって、容量が４リットル以上のローターを有するもの
⑸　クロスフローろ過用の装置であって、次のア及びイに該当するもの又はその部分品
ア　有効ろ過面積の合計が５平方メートル以上のもの
イ　定置した状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
⑹　凍結乾燥器であって、次のア及びイに該当するもの
ア　24時間につき50キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの
イ　蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
⑺　完全な又は部分的な換気装置を有する防護服及び全面マスクの呼吸用機器（消防士の呼吸用機器として用いられているものを除く。）
⑻　粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が１立方メートル以上のもの
⑼　細菌製剤散布用に設計した噴霧器
⑽　微生物又は毒素をマイクロカプセル状に加工するための装置であって、粒径が10ミクロン以下の微生物又は毒素に使用することができるもの（次に掲げるものを含む。）
ア　界面重合法を用いるもの
イ　相分離法を用いるもの

別表第４　ミサイル関連の物質

１　ロケット又はペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この表及び別表第５において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
２　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
３　エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機であって、燃料の他に粒子又は液体状で20リットルを超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（２に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
⑴　自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの
⑵　視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの
４　次のいずれかに該当する物資又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
⑴　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの
ア　多段ロケットの各段
イ　固体ロケット推進装置、ハイブリッドロケット推進装置又は液体ロケット推進装置であって、全力積が841,000ニュートン秒以上のもの
⑵　500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの
ア　再突入機
イ　再突入機の熱遮蔽体（セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。）又はその部分品
ウ　再突入機のヒートシンク又はその部分品
エ　再突入機に使用するように設計した電子機器
オ　誘導装置であって、飛行距離に対する平均誤差半径の比率が3.33パーセント以下のもの
カ　推力の方向を制御する装置
キ　弾頭又はその安全装置若しくは起動装置若しくは信管若しくは点火装置
５　推進装置若しくはその部分品若しくはモータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの若しくはこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくは検査装置若しくはこれらの部分品又はこれらに係る技術その他関連技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体
⑴　ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次のア及びイに該当するもの
ア　機体に搭載されていない状態における最大推力が400ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が8,890ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）
イ　海面上における標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が１時間につき推力１ニュートン当たり0.15キログラム以下のもの
⑵　ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品
⑶　固体ロケット用のモータケースであって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの
⑷　固体ロケット用のモータケースのライニング（推進薬とモータケース又は断熱材を結合することができるものに限る。）であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は500キログラム未満のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの
⑸　固体ロケット用のモータケースの断熱材であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は500キログラム未満のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの
⑹　固体ロケット用のモータケースのノズルであって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの
⑺　液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置であって、周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はその部分品（サーボ弁及びポンプを除く。）
⑻　４⑴イに該当するハイブリッドロケット推進装置の部分品
⑼　液体推進薬用のタンクであって、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの
ア　11に該当する推進薬又はその原料となる物質
イ　液体推進薬（アに該当するものを除く。）であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するもの
⑽　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであって、海面上における標準大気状態での最大推力が10キロワット以上のもの（本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）又はその部分品
６　多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品（段間継手に使用可能な分離ボルト、分離ナット金具、分離シャックル、軟質線状成形炸薬、ボールロック、圧縮ばね及び円周状分離機構を含む。）
７　非破壊検査装置であって、その内部の寸法が１メートル以上のもの
８　しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、輪郭制御をすることができる軸数が３以上のもの又はその部分品（別表第１に掲げるものを除く。）